

大和町社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担 軽減制度事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づく居宅サービス又は施設サービス(以下「サービス」という。)を行う、社会福祉法人及びその所在する市町村の長が特に認める事業者(以下「社会福祉法人等」という。)が、低所得者で特に生計維持が困難な者(以下「生計困難者」という。)及び生活保護受給者に対して行う利用者負担の軽減制度(以下「軽減制度」という。)に関する手続き及び社会福祉法人等が軽減に要した費用の一部に対して、大和町が補助を行うことに関し、補助金等交付規則(昭和59年大和町規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(社会福祉法人等の申出)

第2条 軽減を実施する社会福祉法人等(以下「対象事業者」という。)は、大和町長に対しその旨の申出を行うものとする。ただし、宮城県知事に申出を行い、宮城県知事から大和町長あてその旨の通知があったものについては、大和町に対しても申出があったものと見なして取り扱う。

2 社会福祉法人以外の事業者が前項の規定に基づき申出を行う場合は、あらかじめ大和町及び宮城県と協議するものとする。

3 対象事業者が第1項の申出を行う場合は、社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

(対象サービスの種類)

第3条 軽減の対象となるサービス(以下「対象サービス」という。)の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訪問介護
- (2) 通所介護
- (3) 短期入所生活介護
- (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (5) 夜間対応型訪問介護
- (6) 認知症対応型通所介護
- (7) 小規模多機能型居宅介護
- (8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (9) 複合型サービス
- (10) 介護福祉施設サービス
- (11) 介護予防訪問介護
- (12) 介護予防通所介護
- (13) 介護予防短期入所生活介護
- (14) 介護予防認知症対応型通所介護
- (15) 介護予防小規模多機能居宅介護

(軽減の対象者)

第4条 軽減を受けることができる者(以下「軽減対象者」という。)は、法第27条及び第32条の認定を受けた大和町の被保険者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

なお、法施行の際、現に存する特別養護老人ホーム(介護保険施行法第20条の規定による改正前の老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「旧老福法」という。)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。)に入所している旧老福法第11条第1項第2号の措置に係る者(以下「旧措置入所者」という。)で利用者負担割合が5%以下の者については、本制度の対象としない。ただし、

旧措置入所者で利用者負担割合が 5%以下の者であっても、ユニット型個室入所者については軽減の対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

- (1) 老齢福祉年金受給者で、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、第 8 条に規定する確認の申請を行った日（以下「確認申請日」という。）の属する年度（確認申請日が 4 月 1 日から 6 月 30 日までの場合にあっては前年度。以下「確認申請年度」という。）における地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税が課されておらず、かつ確認申請時において、介護保険料を滞納していない者であること。
- (2) 次の から まで（第 2 号被保険者にあっては から まで）のすべてに該当する者であること。

確認申請年度の 4 月 1 日において、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 38 条第 1 項第 2 号イに該当する者であること。

その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、確認申請年度における地方税法の規定による市町村民税が課されていないものであること。

その属する世帯の、確認申請年度の 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの期間（以下「軽減年度」という。）における収入見込金額から必要経費見込金額を減じた額が、単身世帯で 1,500,000 円、世帯員が 1 人増えるごとに 500,000 円を加算した額以下であること。

その属する世帯以外の世帯に属する者（確認申請年度における地方税法の規定による市町村民税が課されている者に限る。）の扶養を受けることができない者であること。

その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、日常生活に供する資産以外の資産を有していない者であること

確認申請時において、介護保険料を滞納していない者であること。

- 2 前項第 2 号 に規定する収入見込金額は、次の各号に掲げる収入の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、失業、事業の休廃止等による収入額の著しい変動により当該額とすることが適当でないと町長が認めるときは、当該変動を考慮した額を収入見込金額とすることができる。
 - (1) 給与収入 確認申請日の属する月（以下「確認申請月」という。）前 3 月の給与収入（月、週又は日を単位として支給されるものに限る。）の 1 月あたりの平均額に 12 を乗じて得た額に確認申請月前 1 年間の給与収入の合計額（月、週又は日を単位として支給されるものを除く。）を加算した額。
 - (2) 年金・恩給収入 確認申請年度における年金又は恩給に係る支払通知書に記載された年金又は恩給の支払い額。
 - (3) 農業収入 確認申請月前 3 月の農業収入の 1 月あたりの平均額に 12 を乗じて得た額（年間における各月の農業収入に著しい差があり、当該額を収入見込金額とすることが適当でないと町長が認めるときは、確認申請月前 1 年間の農業収入の額）
 - (4) 事業収入 確認申請月前 3 月の事業収入の 1 月あたりの平均額に 12 を乗じて得た額（年間における各月の事業収入に著しい差があり、当該額を収入見込金額とすることが適当でないと町長が認めるときは、確認申請月前 1 年間の事業収入の額）
 - (5) 仕送りその他の第 1 号から第 4 号までの収入以外の収入 確認申請月前 1 年間の収入額。
- 3 確認申請時において、確認申請月の収入額が確定していると町長が認める場合における前項の規定の適用については、同項中「確認申請月前」とあるのは「確認申請月以前」とする。
- 4 第 1 項第 2 号 に規定する必要経費見込金額は、次の各号に掲げる収入の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第 1 項ただし書の規定により、収入額の著しい変動を考慮した額を収入見込金額とした場合においては、次の各号の規定にかかわらず当該収入を得るために必要な経費と

して町長が認める額を必要経費見込金額とする。

- (1) 農業収入 確認申請月前3月に支払った肥料代、種苗代、薬剤費、小作料、水利組合費、農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に規定する共済掛金その他の当該農業収入を得るために必要な経費の1月あたりの平均額に12を乗じて得た額(年間における各月の当該必要な経費の額に著しい差があり、当該額を必要経費見込金額とすることが適当でないと町長が認めるときは、確認申請月前1年間の当該必要な経費の額)
 - (2) 事業収入 確認申請月前3月に支払った店舗の賃借料、地代、原材料費、仕入代、運搬費その他の当該事業収入を得るために必要な経費の1月あたりの平均額に12を乗じて得た額(年間における各月の当該必要な経費の額に著しい差があり、当該額を必要経費見込金額とすることが適当でないと町長が認めるときは、確認申請月前1年間の当該必要な経費の額)
- 5 確認申請時において 確認申請月の必要な経費が確定していると町長が認める場合における前項の規定の適用については、同項中「確認申請月前」とあるのは「確認申請月以前」とする。
- 6 軽減年度における収入見込金額及び必要経費見込金額と確認申請日の属する年の前年(確認申請が1月から6月までの間にあった場合は前々年)におけるこれらの額に大きな差がないものと町長が認めるときは、第2項から第5項までの規定にかかわらず、当該年におけるこれらの額をもって収入見込金額及び必要経費見込金額とすることができる。
- 7 第1項第2号 に規定する扶養を受けることができない者は 地方税法の規定による市町村民税に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び障害者控除(控除対象者本人が控除を受ける場合を除く。)の控除対象者並びに健康保険法(大正11年法律第70号)等の規定による被扶養者のいずれにも該当しない者とする。
- 8 第1項第2号 に規定する日常生活に供する資産は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 土地又は家屋 収入を得るために有している土地又は家屋(軽減を受けようとする者(以下「軽減申請者」という。)が属する世帯の世帯主及び世帯員が所有するこれらの固定資産税の評価額(共有の場合は、その持分に応じた評価額)の合計額が2千万円以下のものに限る。)及び居住のために有している土地又は家屋。
 - (2) 預貯金、有価証券、金地金等 軽減申請者が属する世帯の世帯主及び世帯員が所有するこれらの価格(株式市場等一般に公開された市場がある場合には市場価格を、その他の場合には額面の金額をいう。)の合計額が、単身世帯で3,500,000円、世帯員が1人増えるごとに1,000,000円を加算した額以下であること。
 - (3) 前2号以外の資産 生活するために必要な什器、収入を得るために必要な事業用品その他の町長が認める資産。
(軽減の割合)
- 第5条 軽減の割合は、次項に規定する費用について、前条第1項第1号に規定する者は2分の1の額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)、同条第1項第2号に規定する者は4分の1の額とする。ただし、生活保護受給者については、利用者負担の全額とする。
- 2 対象サービスは第3条第1項に示すものとし 軽減の対象となる費用は、次に定める負担額とする。
- (1) 介護費負担額
法に定める保険給付の対象となるサービスに要する費用の額から当該サービスに関する保険給付(法第51条に規定する高額介護サービス費及び法第61条に規定する高額居宅支援サービス費(以下「高額介護サービス費等」という。)の支給を除く。)の額。
 - (2) 食事の提供に要する費用
法に定める食事の提供に要する費用(以下「食費」という。)とする。ただし、法第51条の2第

2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は法第 61 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する食事の基準費用額を限度とし、法第 51 条の 3 第 1 項又は法第 61 条の 2 第 1 項の規定により特定入所者介護サービス費又は特定入所者支援サービス費（以下「特定入所者介護サービス費等」という。）が軽減対象者に支給された場合は、法第 51 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は法第 61 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額を限度とする。

(3) 居住又は滞在に要する費用

法に定める居住又は滞在に要する費用（以下「居住費（滞在費）」という。）とする。ただし、法第 51 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する居住費の基準費用額又は法第 61 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する滞在費の基準費用額を限度とし、法第 51 条の 2 第 1 項又は法第 61 条の 2 第 1 項の規定により特定入所者介護サービス費等が軽減対象者に支給された場合は、法第 51 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する居住費の負担限度額又は法第 61 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額を限度とする。なお、旧措置入所者で利用者負担割合が 5%以下の者は、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額のみを軽減の対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

3 前項の規定にかかわらず、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について（平成 12 年 5 月 1 日老発第 474 号厚生省老人保健福祉局長通知）による障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業により減額された訪問介護に係る利用者負担額は軽減の対象としない。

4 第 2 項の規定にかかわらず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを利用する利用者負担第 2 段階の者の介護費負担額は軽減の対象としない。

5 第 2 項の規定にかかわらず、法第 69 条第 1 項に規定する被保険者証への給付額減額等の記載が行われている者については、第 2 項各号に規定する介護費負担額は、給付額減額等の記載が行われないうとした場合における介護費負担額、食費は、法第 51 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は法第 61 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額、居住費（滞在費）は、法第 51 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する居住費の負担限度額又は法第 61 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額を限度とする。

（高額介護サービス費等の適用）

第 6 条 高額介護サービス費等の適用は、軽減の適用後に行うものとする。

（特定入所者介護サービス費等の適用）

第 7 条 特定入所者介護サービス費等の適用は、軽減の適用前に行うものとする。

（軽減の手続）

第 8 条 軽減申請者は、次に掲げる書面を大和町長に提出し、軽減の適用に係る確認の申請（以下「確認申請」という。）をしなければならない。

- (1) 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（様式第 2 号）
- (2) 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請収入申告書
- (3) 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請資産・扶養状況申告書

2 前項(2)及び(3)について、第 4 条第 1 項第 1 号に該当する者は除く。

（軽減の決定）

第 9 条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、軽減申請者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員の収入、資産、扶養の状況等を確認の上、軽減の適用について決定するものとする。

（確認証等）

第 10 条 町長は、前条の規定により、第 4 条各号に規定する要件を満たすと認めるときは、当該軽減

申請者に対して、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（様式第3号）により通知するとともに社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証（様式第4-1号及び様式第4-2号。以下「確認証」という。）を交付するものとする。

- 2 町長は、前条の規定により、第4条各号に規定する対象者の要件を満たさないと認めるときは、当該軽減申請者に対して、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請却下通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により確認証の交付を受けた者（以下「軽減適用者」という。）は、対象事業者の行う軽減対象サービスを利用するときは、当該対象事業者に確認証を提示するものとする。
- 4 確認証の提示を受けた対象事業者は、確認証に記載されている軽減内容に基づいて利用者負担額を軽減するものとする。

（確認証の適用年月日、有効期限、更新等）

第11条 確認証の適用年月日は、確認申請日の属する月の初日とし、有効期限は翌年度の6月30日（確認申請日が4月1日から6月30日までの場合にあっては確認申請日の属する年度の6月30日）とする。

- 2 新たに大和町の介護保険資格を取得したことによって軽減対象者となった者の申請が、その資格を取得した日の属する月に行われた場合は、前項の規定にかかわらず確認証の適用年月日は当該介護保険資格取得日とする。
- 3 第1項に規定する有効期限前に第4条に規定する軽減対象者の要件を欠くに至った者に係る確認証の有効期限は、軽減対象者の要件を欠くに至った日の属する月の末日（大和町の介護保険資格を喪失したことにより軽減対象者の要件を欠くに至った場合はその喪失した日）とする。
- 4 第1項に規定する有効期限満了後においても引き続き軽減の適用を受けようとする者は、有効期限の属する月の初日から末日までの期間内に、有効期限満了後についての確認申請を行うものとする。
- 5 前項の場合における第4条の適用については、同条中「確認申請年度」とあるのは「確認申請日の属する年度」とする。
- 6 第6項の確認申請に係る手続きについては、第8条から第10条まで並びに第1項及び第3項の規定を準用する。ただし、適用年月日については、第1項の規定にかかわらず有効期限満了の翌日とする。

（確認証の記載事項変更の届出等）

第12条 軽減適用者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証記載事項変更（喪失）届出書兼再交付申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 軽減適用者が第4条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 軽減適用者が大和町の介護保険資格を喪失したとき。
- (3) 軽減適用者が氏名又は住所を変更したとき。
- (4) 軽減適用者が確認証を紛失し、焼失し、又はき損したとき。

（確認証の返納）

第13条 軽減適用者は、前条第1号から第3号までのいずれかに該当することとなった場合には、確認証を返納しなければならない。

（不正利得の返還）

第14条 偽りその他不正の行為によって軽減を受けた者がいるときは、町長は、対象事業者と協議の上、当該軽減を受けた者に対し、軽減額の全部又は一部を対象事業者に返還するよう求めるものとする。

（補助の対象者及び額）

第15条 対象事業者のうち大和町の被保険者を対象として軽減を行った者（以下「補助対象事業者」

という。)に対しては、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとする。

2 前項の補助金の額は、別記に規定する大和町補助所要額の範囲内で、町長が定める額とする。

3 前項の規定により補助金の額を算定する場合には、補助対象事業所ごとに補助金の額を算定するものとする。

(交付の申請)

第 16 条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業補助金交付申請書(様式第 7 号)に添付書類を添えて、町長が定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定等)

第 17 条 町長は、補助金の交付の申請があった場合において当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業補助金交付決定通知書(様式第 8 号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の実施状況の報告等)

第 18 条 補助対象事業者は、都道府県国民健康保険団体連合会に当該軽減対象者の介護給付費明細書(介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成 12 年厚生省令第 20 号)に定めるもの)を提出する際に、軽減を実施したその月における介護費負担額に係る軽減実績を併せて記載するものとする。

2 補助対象事業者は、軽減を実施した実施状況を月ごとに取りまとめ、翌月の 20 日までに社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業実施状況報告書(様式第 9 号)を町長に提出するものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第 19 条 補助対象事業者は、第 16 条の規定により提出した書類の内容の変更(町長が定める軽微なものを除く。)をしようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なくその旨を記載した社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第 10 号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による承認をしたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(実績報告)

第 20 条 補助対象事業者は、補助事業を完了し、中止し、又は廃止したときは、速やかに補助事業の成果を記載した社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業実績報告書(様式第 11 号)に添付書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 21 条 町長は、前条の報告書の提出があった場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業補助金交付額確定通知書(様式第 12 号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 22 条 町長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。ただし、町長は、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払い又は前金払いにより交付することができる。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別記（第 15 条関係）

1 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 本来収入額 | 補助対象事業者が、軽減対象となる介護サービスに関して、本来受領すべき（軽減する前の）利用者負担収入額 |
| (2) 特養分軽減総額 | 補助対象事業者が指定介護福祉施設サービスに係る利用者負担額を軽減した総額 |
| (3) 大和町特養軽減総額 | 特養分軽減総額のうち大和町の被保険者を対象とするもの |
| (4) 居宅系軽減総額 | 補助対象事業者が訪問介護、通所介護、短期入所生活介護に関する介護サービス利用者負担額を軽減した総額 |
| (5) 大和町軽減総額 | 居宅系軽減総額のうち大和町の被保険者を対象とするもの |

2 補助所要額算出式

(1) 補助対象事業者が指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する場合は、補助対象額の全額及び半額を補助する。

全額補助算出額 = (特養分軽減総額 - 本来収入額 × 10%) × 大和町特養軽減総額 / 特養軽減総額

半額補助算出額 = (A - 本来収入額 × 1%) × 1/2 × 大和町特養軽減総額 / 特養軽減総額

ただし、A は「本来収入額 × 10%」と「特養分軽減総額」の小さい方とする。

(2) 補助対象事業者が上記 1 以外の利用者負担を軽減する場合は、補助対象額の半額を補助する。

半額補助算出額 = (居宅系軽減総額 - 本来収入額 × 1%) × 1/2 × 大和町軽減総額 / 居宅系軽減総額

(注) 全額補助算出額及び半額補助算出額がマイナスとなった場合は、補助算出額 0 とする。

また、本来収入額 × 10%、本来収入額 × 1%、全額補助算出額及び半額補助算出額の算出において、1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

3 大和町補助所要額

大和町の補助所要額は、上記 2 により算出した全額補助算出額及び半額補助算出額の合計額とする。